

# 会社を退職、次の健康保険はどうする？



## 1 退職後は次に加える健康保険に手続きをします

日本は国民皆保険制度のため、必ず何らかの健康保険に加入しなければいけません。会社を退職するときは、自分で次に加える健康保険を選んで手続きをする必要があります。

## 2 退職後の健康保険の選択肢

再就職する場合には、新しい勤務先の健康保険に加入することになり、新勤務先が手続きをします。再就職しない場合には、次の選択肢があります。

### ●家族の健康保険に被扶養者として加入する

条件を満たせば、ご家族の健康保険に被扶養者として加入できます。加入手続きは、ご家族の勤務先を通して行います。

※収入などの加入条件がありますので、ご家族の健康保険にご確認ください。収入には、年金、雇用保険の失業給付、出産手当金、傷病手当金、不動産収入、自営収入、利子収入などが含まれます。

### ●国民健康保険に加入する

お住まいの市区町村役場でご自身が加入手続きをします。

### ●健保組合に任意継続被保険者として加入する

退職日までに継続して2ヵ月以上加入していた場合、在職中の健保組合に引き続き任意継続として加入できます。

## 3 任意継続被保険者として加入するには？

条件を満たすときは、ご自身の希望で任意継続被保険者として加入し、在職中と同じ給付を受けることができます。

※原則、傷病手当金と出産手当金は支給されません。

### ●条件

退職日までに、継続して2ヵ月以上加入していたこと

### ●保険料

在職中に会社が負担していた分も含めて全額自己負担

### ●手続き

退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を健保組合へ提出

### ●資格を喪失するとき

任意継続被保険者としての加入期間は2年間が上限。その他、保険料を納付期限までに納めなかったときや、就職などにより他の健康保険の被保険者になったときなどは資格を失います。



お問い合わせは 業務第一課 TEL 03(3833)5152(直)